

佐賀市立神野小学校いじめ防止基本方針

1 基本方針策定の目的

本校は6年生を中心にした学校行事や異学年交流による縦割り活動、そして教職員一人一人の日々の努力により、児童は明るく元気で学校全体の雰囲気も比較的落ち着いた状態を維持している。しかし、「いじめはいつでも、どこでも、どの学級でも起きる。」という危機管理意識のもと未然防止を重点に、定期的な実態把握・早期発見・迅速的確な支援と指導、検証と見直しをPDCAサイクルに基づき行い、組織力を生かし全職員一丸となって取り組むために本方針を策定する。

2 基本方針

(1) 組織

- ① いじめ未然防止対策にあたっては、教職員全員をもって構成員とする。
- ② いじめを覚知した場合は、担任・学年主任・担当級外・生徒指導担当による学年委員会を設置する。
- ③ いじめを認知した場合は、担任・学年主任・養護教諭・教育相談担当・生徒指導主任・指導教諭・主幹教諭・教頭・校長による校内委員会（第4条委員会）を設置する。
- ④ 重大ないじめを認知した場合は、校内委員会のメンバーに、スクールカウンセラー・PTA会長・学校評議員・を含めた拡大委員会を設置する。

(2) いじめの未然防止

- ① 各クラス担任を毎月1日に当該児童並びにその保護者に対して心のアンケートを実施する。その結果を当該級外の協力のもと整理し学年主任に報告する。

(関係法規 いじめ防止対策推進法第13条)

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

- ② 学年主任はいじめの「覚知があった」場合はもとより、「覚知がなかった」場合についても同学年担当者に知らせ学年の状況を共有しておく。
- ③ 毎学期の始業式終了後には、全校児童の前で6年生児童を中心にいじめ撲滅宣言「レインボー作戦」を実施する。道徳主任はいじめを「しない」「みのがさない」「ゆるさない」の3観点のもと話をし、教室に戻ってから各担任が児童の実態に合わせて補充指導を行う。
- ④ 子どもの教育を考える日（フリー参観デー）または秋のフリー参観デーにおいて、保護者や地域の方々への啓発も兼ねて全クラス道徳の授業を公開する。
- ⑤ QUテストを年2回実施し、1回目ではクラスの実態と個人の位置づけを知り、学級経営や個人の支援・指導の方針を固め、第2回目にはその指導の成果を形成的に評価し、学級環境の向上と児童の確かな居場所作りを実践する。
- ⑥ 児童をいじめに向かわせないために、きちんと授業に参加し、基礎的な学力を身につけ、認められているという実感を持った子どもの育成を図る。

- ⑦ 子ども達の良いところを見つけて褒め、自己肯定感を高める「ほめほめタイム」に全職員で取り組む。
- ⑧ インターネットを通じて行われるいじめも、直接的ないじめと何等変わらないことを自覚させるために、情報モラル教育を推進する。毎月1回設定した「情報の日」に情報モラルに関する動画を視聴し児童への啓発活動を行う。
- ⑨ 「いじめ対策」について2月の学校評価結果を全教職員で共有し、児童・保護者・地域の3者の評価をもとに次年度の「神野小学校いじめ防止基本方針」の見直しを、校内対策委員会のメンバーで行う。

(3) いじめに対する早期対応

- ① 教職員はいじめに関する相談を受けた場合、またはいじめと思われる行為を見つけた場合は、速やかに学年主任とともに管理職に報告する。
- ② 校長は、速やかにいじめ防止対策委員会を立ち上げ、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講じ、その結果を教育委員会に報告する。(表1)
- ③ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせその再発を防止するため、いじめ防止対策委員会が中心となって対応を協議し、いじめを受けた児童等・保護者に対する支援と、いじめを行った児童等に対する指導とその保護者に対する助言を継続的に行う。
- ④ 校長は、必要があると認めるときは、いじめを行った児童等について、いじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所で学習を行わせる。

(関係法規 いじめ防止対策推進第9条 保護者の責務等)

保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等はいじめから保護するものとする。

3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

(4) 重大事態への対応

① 重大事態とは

ア いじめによって児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。(児童等が自殺を企図した場合等)

イ いじめにより児童等が相当の期間(年間30日を目安とする)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。

ウ 児童等や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき。

(関係法規 いじめ防止対策推進法第23条6項)

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

② 重大事態への対応

ア 犯罪行為として扱われるべきいじめについては警察署と連携して対処し、児童等の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

イ 教育委員会の判断により学校が主体となって事態の調査にあたる場合は、学校の下に調査組織を設置し、事実関係を明確にするための調査を提供する。(表2)

ウ いじめを受けた児童等及びその保護者に対して適切に情報を提供する。

エ 調査結果を教育委員会に報告し、調査結果を踏まえた必要な措置をとる。

(関係法規 いじめ防止対策推進法第22条)

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

3 いじめの定義

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

4 拡大委員会の役割

- ・ 重大事態の発生について教育委員会への報告
- ・ 重大事態に係る事実関係の調査
- ・ 調査結果を教育委員会に報告
- ・ 調査結果について関係児童及び保護者への情報提供